

令和6年 第1回

児玉郡市広域市町村圏組合議会定例会会議録

令和6年2月16日

令和6年3月28日

児玉郡市広域市町村圏組合議会

## 令和6年児玉郡市広域市町村圏組合議会第1回定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

~~~~~

### 第1日（2月16日）

|                         |    |
|-------------------------|----|
| ○議事日程                   | 3  |
| ○出席議員                   | 4  |
| ○欠席議員                   | 4  |
| ○説明のための出席者              | 4  |
| ○議会事務局職員出席者             | 4  |
| ○開会及び開議の宣告              | 5  |
| ○日程の報告                  | 5  |
| ○会議録署名議員の指名             | 5  |
| ○会期の決定                  | 5  |
| ○議事説明者の出席報告             | 5  |
| ○管理者提出議案の報告             | 5  |
| ○管理者提出議案の上程             | 6  |
| ○管理者提出議案に対する提案理由の説明     | 6  |
| ○管理者提出議案に対する議案内容の説明     | 8  |
| ○第1号議案に対する質疑            | 13 |
| ○第2号議案に対する質疑            | 14 |
| ○第1号議案及び第2号議案の常任委員会付託省略 | 14 |
| ○第1号議案に対する討論・採決         | 14 |
| ○第2号議案に対する討論・採決         | 14 |
| ○次会日程の報告                | 15 |
| ○散会の宣告                  | 15 |

~~~~~

### 第2日（2月17日） 休 会

）

### 第41日（3月27日） 休 会

~~~~~

### 第42日（3月28日）

|                       |     |
|-----------------------|-----|
| ○議事日程                 | 1 7 |
| ○出席議員                 | 1 8 |
| ○欠席議員                 | 1 8 |
| ○説明のための出席者            | 1 8 |
| ○議会事務局職員出席者           | 1 8 |
| ○開議の宣告                | 1 9 |
| ○日程の報告                | 1 9 |
| ○休憩の宣告                | 1 9 |
| ○開議の宣告                | 1 9 |
| ○日程の追加                | 1 9 |
| ○副議長辞職の件              | 1 9 |
| ○休憩の宣告                | 2 0 |
| ○開議の宣告                | 2 0 |
| ○副議長退任の挨拶             | 2 0 |
| ○日程の追加                | 2 1 |
| ○副議長選挙                | 2 1 |
| ○副議長就任の挨拶             | 2 1 |
| ○第 3 号議案に対する質疑        | 2 2 |
| ○第 3 号議案の常任委員会付託省略    | 2 2 |
| ○第 3 号議案に対する討論・採決     | 2 2 |
| ○管理者提出追加議案の上程         | 2 2 |
| ○管理者提出追加議案の報告         | 2 3 |
| ○管理者提出追加議案に対する提案理由の説明 | 2 3 |
| ○管理者提出追加議案に対する議案内容の説明 | 2 4 |
| ○監査委員の意見聴取            | 2 6 |
| ○休憩の宣告                | 2 6 |
| ○開議の宣告                | 2 6 |
| ○監査委員の意見              | 2 6 |
| ○第 4 号追加議案に対する質疑      | 2 6 |
| ○第 5 号追加議案に対する質疑      | 2 7 |
| ○第 6 号追加議案に対する質疑      | 2 7 |
| ○第 7 号追加議案に対する質疑      | 2 7 |
| ○第 8 号追加議案に対する質疑      | 2 7 |

|                              |    |
|------------------------------|----|
| ○第4号追加議案ないし第8号追加議案の常任委員会付託省略 | 28 |
| ○第4号追加議案に対する討論・採決            | 29 |
| ○第5号追加議案に対する討論・採決            | 29 |
| ○第6号追加議案に対する討論・採決            | 29 |
| ○第7号追加議案に対する討論・採決            | 30 |
| ○第8号追加議案に対する討論・採決            | 30 |
| ○議員提出議案の上程                   | 30 |
| ○議員提出議案に対する提案理由の説明           | 31 |
| ○議第1号議案に対する質疑                | 32 |
| ○議第1号議案の常任委員会付託省略            | 32 |
| ○議第1号議案に対する討論・採決             | 32 |
| ○管理者挨拶                       | 32 |
| ○閉会の宣告                       | 33 |
| 署名議員                         | 35 |
| 参考資料                         |    |
| ○議案処理状況                      | 37 |
| ○議案審議結果一覧表                   | 37 |

○ 招 集 告 示

児玉郡市広域市町村圏組合告示第1号

令和6年児玉郡市広域市町村圏組合議会第1回定例会を次のとおり招集する。

令和6年2月9日

児玉郡市広域市町村圏組合

管理者 吉 田 信 解

- 1 期 日 令和6年2月16日
- 2 場 所 児玉郡市広域市町村圏組合議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（12名）

|      |           |      |             |           |
|------|-----------|------|-------------|-----------|
| 1 番  | 矢 野 間     | 規 君  | 2 番         | 櫻 沢 克 幸 君 |
| 3 番  | 福 島 康 弘 君 | 4 番  | 富 田 雅 寿 君   |           |
| 5 番  | 戸 矢 隆 光 君 | 6 番  | 粳 田 平 一 郎 君 |           |
| 7 番  | 小 林 猛 君   | 8 番  | 田 端 恵 美 子 君 |           |
| 9 番  | 高 橋 和 美 君 | 10 番 | 柴 崎 愛 子 君   |           |
| 11 番 | 黛 浩 之 君   | 12 番 | 林 富 司 君     |           |

不応招議員（なし）

第 1 日      2月16日（金曜日）      本 会 議

## 令和6年児玉郡市広域市町村圏組合議会第1回定例会議事日程（第1日）

令和6年2月16日（金曜日）

- 1 開 会
- 2 開 議
- 3 日程の報告
- 4 会議録署名議員の指名
- 5 会期の決定
- 6 議事説明者の出席報告
- 7 管理者提出議案の報告
- 8 管理者提出議案の上程
- 9 管理者提出議案に対する提案理由の説明
- 10 管理者提出議案に対する議案内容の説明
- 11 議案に対する質疑、討論、採決  
第1号議案及び第2号議案
- 12 次会日程の報告
- 13 散 会

○出席議員（12名）

|     |     |   |   |    |     |     |   |   |   |   |   |   |
|-----|-----|---|---|----|-----|-----|---|---|---|---|---|---|
| 1番  | 矢野間 | 規 | 君 | 2番 | 櫻   | 沢   | 克 | 幸 | 君 |   |   |   |
| 3番  | 福島  | 康 | 弘 | 君  | 4番  | 富   | 田 | 雅 | 寿 | 君 |   |   |
| 5番  | 戸   | 矢 | 隆 | 光  | 君   | 6番  | 粳 | 田 | 平 | 一 | 郎 | 君 |
| 7番  | 小   | 林 | 猛 | 君  | 8番  | 田   | 端 | 恵 | 美 | 子 | 君 |   |
| 9番  | 高   | 橋 | 和 | 美  | 君   | 10番 | 柴 | 崎 | 愛 | 子 | 君 |   |
| 11番 | 黛   | 浩 | 之 | 君  | 12番 | 林   | 富 | 司 | 君 |   |   |   |

○欠席議員（なし）

○説明のための出席者

|              |   |   |   |   |      |                      |   |   |   |   |   |
|--------------|---|---|---|---|------|----------------------|---|---|---|---|---|
| 管理者          | 吉 | 田 | 信 | 解 | 君    | 副管理者                 | 原 | 田 | 信 | 次 | 君 |
| 副管理者         | 櫻 | 澤 | 晃 | 君 | 副管理者 | 山                    | 下 | 博 | 一 | 君 |   |
| 事務局長         | 飯 | 塚 | 正 | 英 | 君    | 消防長                  | 立 | 石 | 博 | 敏 | 君 |
| 総務課長         | 我 | 妻 | 元 | 晴 | 君    | 小山川<br>クリーン<br>センター長 | 前 | 川 | 英 | 寿 | 君 |
| 施設課長         | 赤 | 尾 | 直 | 行 | 君    | 消防本部<br>次長           | 野 | 沢 | 充 | 君 |   |
| 消防本部<br>総務課長 | 久 | 保 | 賢 | 一 | 君    |                      |   |   |   |   |   |

○議会事務局職員出席者

|             |   |   |   |   |   |    |   |   |   |   |   |
|-------------|---|---|---|---|---|----|---|---|---|---|---|
| 議会事務局<br>局長 | 小 | 暮 | 伸 | 俊 | 君 | 書記 | 大 | 山 | 香 | 織 | 君 |
|-------------|---|---|---|---|---|----|---|---|---|---|---|

2月16日午後 3時12分開会

○開会及び開議の宣告

議長（**黛 浩之君**） ただいまから令和6年児玉郡市広域市町村圏組合議会第1回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

○日程の報告

議長（**黛 浩之君**） これより議事に入ります。

この際、日程の報告をいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

○会議録署名議員の指名

議長（**黛 浩之君**） 次に、会議録署名議員の指名を行います。

1番 矢野間 規 議員

5番 戸 矢 隆 光 議員

以上2名の方をお願いいたします。

○会期の決定

議長（**黛 浩之君**） これより会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から3月28日までの42日間といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という人あり）

議長（**黛 浩之君**） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は42日間と決定いたしました。

○議事説明者の出席報告

議長（**黛 浩之君**） 次に、本定例会の議事説明者として、地方自治法第121条第1項の規定により、管理者ほか関係役職員の出席を求めました。

○管理者提出議案の報告

議長（**黛 浩之君**） これより本会議に付議いたします事件を報告いたします。

議会事務局長より議案の朗読をいたさせます。

議会事務局長。

議会事務局長（小暮伸俊君） 朗読いたします。

令和6年児玉郡市広域市町村圏組合議会第1回定例会付議事件

第1号議案 児玉郡市広域市町村圏組合手数料徴収条例の一部を改正する条例

第2号議案 令和5年度児玉郡市広域市町村圏組合一般会計補正予算（第4号）

第3号議案 令和6年度児玉郡市広域市町村圏組合一般会計予算

以上でございます。

議長（黛 浩之君） ただいま報告いたしました議案は、お手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

○管理者提出議案の上程

議長（黛 浩之君） これより管理者から提出された第1号議案ないし第3号議案、以上3件を一括議題といたします。

○管理者提出議案に対する提案理由の説明

議長（黛 浩之君） 管理者から提案理由の説明を求めます。

吉田管理者。

管理者（吉田信解君） 議長のお許しをいただきましたので、議案の提案理由の説明を申し上げます。

本日ここに、令和6年児玉郡市広域市町村圏組合議会第1回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、ご多用の折にもかかわらず、ご健勝にてご参会を賜り、新年度予算をはじめ、組合行政の重要案件につきましてご審議をいただきますことは、広域行政進展のため、誠に感謝に堪えない次第でございます。

本定例会の開催に当たりまして、令和6年度の広域行政運営に関する基本的な考え方と予算案の内容につきまして、その概要を申し述べ、議員各位並びに住民の皆様方のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

まず、元日に発生した能登半島地震により亡くなられた方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された皆様にお見舞いを申し上げます。

初めに、国の動向でございますが、岸田総理大臣は第213回国会の施政方針演説で、能登半島地震の震災現場での対応や昨年の30年ぶりの高水準の賃上げ等の状況を、日本の「新たな力」が動き出していると述べた上で、能登半島地震等の震災への対応、デフレからの完全脱却、子ども・子育て施策の抜本的な強化、緊迫する国際情勢への対応など、国内外の重要施策をしっかりと進めていくための方針を示しました。

国の経済状況につきましては、内閣府が発表した令和6年1月の月例経済報告によりますと、「景

気は、このところ一部に足踏みも見られるが、緩やかに回復している」と判断されています。

しかし一方では、「世界的な金融引締めに伴う影響や中国経済の先行き懸念など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響、さらに令和6年能登半島地震の経済に与える影響に十分注意する必要がある」としており、今後の景気の動向には引き続き注視が必要な状況となっております。

次に、構成市町の動きでございますが、構成市町の首長による年頭挨拶からは、市町それぞれの行政課題の解決に挑み、人々の交流や地域の新たなにぎわいの輪を広げ、持続可能な未来を築くため、市政及び町政の進展に注力していく決意がうかがえます。

組合といたしましては、コロナ禍を脱し正常化に向かう本年度においては、住民生活の根幹を支える各施設の安定的な管理・運営・住民の生命・財産を守る消防力の充実等に誠心誠意取り組んでまいります。

令和6年度の予算編成に当たりましては、構成市町の財政状況等を考慮しつつ、諸事業の内容について、慣例にとらわれることなく、最少の経費で最大の効果を上げるよう努めることを旨として編成いたしました。また、この執行に当たっては、創意工夫を凝らしながら、圏域住民の行政需要に応えるため、効果的・効率的な支出を意識した行財政運営に努めてまいります。

以上を踏まえまして、令和6年度の当初予算でございますが、予算規模は、前年度当初と比較して490万2,000円減額の43億5,464万3,000円を計上いたしました。

なお、減額要因といたしましては、組合事務所外壁等改修工事、小山川クリーンセンターのナンバー2主灰搬送コンベヤ更新工事、蒸気タービン車室整備工事、消防本部のはしご付消防自動車オーバーホールの皆減によるものが主なものでございます。

それでは、以下順を追って各事業の主な内容につきましてご説明を申し上げます。斎場及び余熱利用施設につきましては、引き続き指定管理者による管理及び運営を行い、民間事業者の経営ノウハウを生かした経費の削減と、一層のサービスの向上に努めてまいります。

利根グリーンセンターにつきましては、住民の皆様方の快適な生活環境を確保するため、民間事業者の技術等を活用し、薬品や重油等の購入、電気料等の光熱水費など、施設の運転管理を包括的に委託した上で、施設の安定稼働及び業務の効率化に努めてまいります。

小山川クリーンセンターにつきましては、引き続き構成市町と連携しながら、適正なごみ搬入の指導やリサイクル推進などに取り組むとともに、中間処理施設として公害防止の徹底的な監視を行いつつ、適正な処理のための機器設備の維持管理を行ってまいります。

消防業務の推進につきましては、消防本部を核とした署所体制の下、住民の生命・財産を守り、住民の皆様が安全・安心な日常生活を送れますよう、車両の計画的な更新配備や組織体制及び機材の充実を図ってまいります。

以上が令和6年度予算に盛り込みました各事業における主な考え方でございます。

本定例会にご提案申しあげました議案は、令和6年度一般会計当初予算案のほか、条例の一部改正1件、令和5年度補正予算1件、合計3件でございます。

最初に、第1号議案 児玉郡市広域市町村圏組合手数料徴収条例の一部を改正する条例につきましては、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、所要の改正をしたいので、ご提案するものでございます。

次に、第2号議案 令和5年度児玉郡市広域市町村圏組合一般会計補正予算（第4号）でございますが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,812万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ43億7,020万1,000円とするものでございます。

次に、第3号議案につきましては、先ほど組合の運営についてご説明申しあげました令和6年度児玉郡市広域市町村圏組合一般会計予算でございます。

以上、令和6年度における組合運営の基本的な考え方と、提案内容の概要につきましてご説明申しあげましたが、提案内容の詳細につきましては、事務局長より説明をいたさせますので、何とぞ慎重ご審議の上、よろしくご議決を賜りますようお願い申しあげまして、提案理由の説明といたします。

**議長（黛 浩之君）** 以上で提案理由の説明を終わります。

○管理者提出議案に対する議案内容の説明

**議長（黛 浩之君）** 次に、議案内容の説明を求めます。

飯塚事務局長。

**事務局長（飯塚正英君）** 議長のお許しをいただきましたので、本定例会にご提案申しあげました議案内容につきましてご説明を申し上げます。

それでは、お手元に配付してございます条例案概要書を御覧いただきたいと思います。

第1号議案 児玉郡市広域市町村圏組合手数料徴収条例の一部を改正する条例でございます。趣旨でございますが、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、危険物の貯蔵所の設置許可の申請に対する審査に係る手数料を改定するための改正でございます。

内容でございますが、手数料の改定といたしまして、浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置許可の申請に係る手数料の額を改定します。

施行期日につきましては、令和6年4月1日とします。

次に、第2号議案 令和5年度児玉郡市広域市町村圏組合一般会計補正予算（第4号）でございます。お手元に配付してございます別冊の補正予算書1ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の補正です。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,812万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43億7,020万1,000円とするものでございます。

第2条は、地方債の補正です。地方債の変更は、第2表、地方債補正によるものでございます。

4ページをお願いいたします。第2表、地方債補正ですが、一般廃棄物処理事業及び消防防災施設整備事業につきまして、それぞれ事業費の補正に伴い変更を行うものでございます。

次に、歳入歳出予算の補正の内容ですが、補正予算に関する説明書により歳出からご説明いたします。初めに、各費目の給与費等の補正につきましてまとめてご説明いたしますので、12ページをお願いいたします。上段の表(1)、総括を御覧ください。給与費及び共済費の合計額19億1,245万4,000円から751万9,000円を減額し、19億493万5,000円に補正するものです。

続きまして、給与費以外の歳出予算をご説明いたしますので、10ページをお願いいたします。一番右の説明欄の二重丸がついている事業名でご説明をさせていただきます。上から2つ目の二重丸、財政管理費5,544万3,000円の増額は、財政調整基金に積立てを行うため追加するものです。

11ページをお願いいたします。1つ目の二重丸、小山川クリーンセンター運営費6,765万円の減額は、焼却炉耐火物等補修などの修繕料、ナンバー2主灰搬送コンベア更新工事及び蒸気タービン車室整備工事の事業費の確定によるものです。

下から2つ目の二重丸、常備消防事務費441万6,000円の減額は、電気料の歳出見込みによるものです。

次の二重丸、消防施設費366万2,000円の減額は、高規格救急自動車及び消防ポンプ自動車の購入額の確定によるものです。

以上で歳出補正の説明を終わらせていただきます。

次に、歳入補正についてご説明いたしますので、7ページをお願いいたします。一番右側の説明欄でご説明いたします。款2使用料及び手数料、項1使用料、目2衛生使用料、斎場使用料151万3,000円の減額は、火葬体数等の減少見込みによるものでございます。

項2手数料、目1衛生手数料、小山川クリーンセンター手数料2,105万9,000円の減額は、ごみ搬入量の減少見込みによるものでございます。

目2消防手数料11万4,000円の減額は、変更許可申請件数等の減少見込みによるものでございます。

次に、款5財産収入、項2財産売却収入、目1物品売却収入330万2,000円の減額は、売払い資材のうち、スチールシュレッダー、ペットボトルの売払量や単価の減少見込みなどによるものでございます。

8ページをお願いいたします。次に、款6繰入金、項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金834万2,000円の増額は、歳出事業費の補正に伴うものでございます。

次に、款7繰越金、項1繰越金、目1繰越金、前年度繰越金1,809万8,000円の増額は、歳出事業費の補正に伴い追加するものでございます。

次に、款8諸収入、項2雑入、目1雑入、余剰電力売電料金3,170万6,000円の増額は、売電単価の上昇によるものでございます。

目2雑入21万8,000円の増額は、小山川クリーンセンターの2階照明器具取替修繕に係る賠償金などによるものでございます。

9ページをお願いします。款9組合債、項1組合債、目1衛生債、一般廃棄物処理事業債5,720万円及び目2消防債、消防防災施設整備事業債330万円のそれぞれの減額は、起債額の確定によるものでございます。

以上で第2号議案の説明を終わります。

次に、第3号議案 令和6年度児玉郡市広域市町村圏組合一般会計予算でございます。お手元に配付してございます別冊の令和6年度当初予算書の1ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算です。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ43億5,464万3,000円と定めるものでございます。

第2条は、債務負担行為です。地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表、債務負担行為によるものでございます。

第2表を説明いたしますので、5ページをお願いします。第2表、債務負担行為ですが、表の事項欄にあります各事項につきまして、いずれも小山川クリーンセンター運営費になりますが、業務の完了に2か年度を要することが見込まれるため、令和6年度から令和7年度までを期間とし、限度額をそれぞれの額とするものでございます。まず、受配電設備等保護継電器交換修繕（第二期）でございます。受配電設備等保護継電器は、電気設備等に異常な電圧や電流が発生した場合などに、施設内機器や施設外に影響を与えないように保護する機器ですけれども、その第二期の修繕を行うに当たり、限度額を203万5,000円とするものでございます。

次に、インバーター等更新工事でございます。焼却施設のファンや消石灰の切り出し装置などに設置されているモーターの回転数を制御する既設のインバーターを更新するとともに、粗大施設コンベアにインバーターを新設する工事を実施するに当たり、限度額を1億7,710万円とするものでございます。

1ページにお戻りください。第3条は、地方債です。地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第3表、地方債によるものでございます。

第3表を説明いたしますので、6ページをお願いいたします。第3表、地方債ですが、起債の目的欄にあります2つの事業について定めるものでございまして、一般廃棄物処理事業は限度額を2,260万円に、消防防災施設整備事業は限度額を1億340万円にそれぞれ定めるものでございます。

続きまして、歳入歳出予算の主な内容につきまして、最初に歳出予算からご説明いたします。まず、各費目に係ります給与費等の全体についてご説明いたしますので、30ページをお願いいたします。1、特別職の給与費明細書でございます。下から2行目、前年度比較でその他の特別職4人の増につきましては、余熱利用施設指定管理者選定委員会委員4人の増でございます。

31ページをお願いいたします。一般職の給与費明細書になります。(1)、総括です。職員数は、前年度比較で1人の減でございます。令和6年度職員数251人は、フルタイム勤務の暫定再任用職員6人を含んだ人数となっております。給料は1,544万4,000円の増額となっております。職員手当は808万7,000円の増額となり、その内訳は下の表のとおりでございます。共済費は967万1,000円の増額となっております。

次に、歳出予算につきまして費目別にご説明いたしますので、14ページをお願いいたします。まず、款1議会費、項1議会費、目1議会費は770万6,000円となり、前年度比較26万5,000円の増額でございます。その主な要因は、給与改定に伴う給与費の増額によるものでございます。

次に、款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は1億7,749万6,000円となり、前年度比較3,482万7,000円の減額でございます。その主な要因は、給与費の減額、前年度予算に計上されていた組合事務所外壁等改修工事及び照明LED化工事の皆減でございます。

16ページをお願いいたします。中段の目3財産管理費は885万1,000円となり、前年度比較48万6,000円の増額となっております。その主な要因は、新宿ふれあい公園維持管理費負担金の増額によるものでございます。

目4企画費は1,729万1,000円となり、前年度比較847万6,000円の増額となっております。その主な要因は、OAシステム機器賃貸借料、LWVAN接続に伴う回線使用料、パソコンソフト使用料の増額によるものでございます。

17ページをお願いいたします。目6会計管理費は79万1,000円となり、前年度比較2万円の増額でございます。

18ページをお願いいたします。目8職員研修費は665万6,000円となり、前年度比較44万3,000円の減額でございます。その主な要因は、委託料の減額によるものでございます。

19ページ下段をお願いいたします。款3衛生費、項1保健衛生費、目1斎場費は1億2,927万8,000円となり、前年度比較1,223万円の増額でございます。その主な要因は、20ページになりますが、歩廊防水等改修工事及び火葬棟外壁等改修工事の皆増によるものでございます。

目2余熱利用施設費は6,415万3,000円となり、前年度比較600万円の減額でございます。その主な要因は、修繕料の減額、前年度予算に計上されていた会議用備品購入費の皆減によるものでございます。

21ページをお願いいたします。項2清掃費、目1利根グリーンセンター費は3億169万1,000円となり、前年度比較4,619万4,000円の増額でございます。その主な要因は、薬品類等消耗品費、光熱水費などは施設管理委託料に含まれ減額となりますが、汚泥乾燥焼却設備修繕、逆洗水ポンプ更新工事、トイレ洋式化改修工事による増額でございます。

目2小山川クリーンセンター費は12億9,867万4,000円となり、前年度比較9,880万2,000円の減額でございます。その主な要因は、22ページになりますが、10節需用費の消耗品費及び光熱水費の減

額、23ページに移りまして、14節工事請負費のうち前年度予算に計上されていたナンバー2主灰搬送コンベヤ更新工事及び蒸気タービン車室整備工事の皆減によるものでございます。

24ページをお願いします。目3埋立処分地施設費は1,083万円となり、前年度比較13万9,000円の増額でございます。その主な要因は、pHセンサー電極交換修繕等の需用費の増額によるものでございます。

25ページをお願いします。款4消防費、項1消防費、目1常備消防費は17億9,022万7,000円となり、前年度比較432万4,000円の増額でございます。その主な要因は、給与改定等に伴う常備消防給与費の増額、前年度予算に計上されていたはしご付消防自動車オーバーホール委託料の皆減によるものなどでございます。

28ページをお願いいたします。目2消防施設費は1億4,210万6,000円となり、前年度比較4,441万7,000円の増額でございます。その主な要因は、連絡車2台、中央署に配置する消防ポンプ自動車及び神泉分署に配置する水槽付消防ポンプ自動車の購入によるものでございます。

次に、款5公債費、項1公債費でございますが、目1元金と目2利子の合計で3億8,806万1,000円となり、前年度比較1,868万4,000円の増額でございます。

次に、款6予備費、項1予備費、目1予備費でございますが、構成市町の意見を踏まえまして、前年度と同額の1,000万円を計上してございます。

以上が歳出予算の説明でございます。

次に、歳入予算を説明させていただきますので、9ページをお願いいたします。まず、款1分担金及び負担金、項1負担金は、構成市町の負担金でございます。本年度合計額は37億600万円となり、前年度比較1億9,837万円の増額でございます。なお、A4判、横置き、両面印刷1枚のものをお手元に配付してございます。こちらにつきましては、令和6年度市町別負担金内訳表と市町別負担率対比表になってございますので、後ほどご参照いただきたいと思います。

次に、款2使用料及び手数料、項1使用料、目1総務使用料、節1行政財産使用料2万8,000円は電柱等の設置使用料でございます。

目2衛生使用料、節1斎場使用料4,474万4,000円は、火葬体数の増加を見込み、前年度比較145万円の増額といたしました。

節2行政財産使用料60万円は、斎場の売店及びロッカーの使用料でございます。

10ページをお願いします。項2手数料、目1衛生手数料、節1利根グリーンセンター手数料97万1,000円は、し尿搬入に係る手数料でございます。

節2小山川クリーンセンター手数料2億2,351万2,000円は、ごみ搬入量の減少を見込み、前年度比較1,924万円の減額といたしました。

節3許可手数料1万円は、し尿等搬入業者5件分の使用許可証交付手数料でございます。

目2消防手数料170万円は、危険物製造所等の申請件数の減少を見込み、前年度比較13万7,000円

の減額といたしました。

次に、款 3 国庫支出金と、11 ページになりますが、款 4 県支出金のそれぞれ 1,000 円は、いずれも科目設定によるものでございます。

次に、款 5 財産収入、項 1 財産運用収入、目 1 財産貸付収入 45 万 3,000 円は、組合事務所及び消防本部等に設置している自動販売機の組合有財産賃貸借料等でございます。自動販売機設置希望業者数の減少により 426 万 1,000 円の減額を見込みました。

目 2 利子及び配当金 4,000 円は、財政調整基金の運用利子でございます。

項 2 財産売払収入、目 1 物品売払収入 5,272 万 4,000 円は、小山川クリーンセンターにおけるアルミ、スチール、ペットボトル等有価物の売払収入になります。売払料などの減少を見込み、前年度比較 38 万円の減額といたしました。

12 ページをお願いいたします。款 6 繰入金、項 1 基金繰入金、目 1 財政調整基金繰入金 2,500 万円は、各事業費に補填するためのものでございます。財政調整基金残高が減少していることを踏まえ、前年度比較で 2,500 万円を減額いたしました。

次に、款 7 繰越金、項 1 繰越金につきましては、前年度と同額の 5,000 万円でございます。

次に、款 8 諸収入、項 1 預金利子、目 1 預金利子 3,000 円は、普通預金の利子でございます。

13 ページをお願いいたします。款 8 諸収入、項 2 雑入、目 1 雑入 1 億 2,289 万 2,000 円は、職員が加入する生命保険団体取扱手数料、小山川クリーンセンターの余剰電力売電料金、高速自動車道救急業務支弁金などでございます。余剰電力売電料の増加により、1,894 万円の増額、高速自動車道救急業務支弁金の 103 万 7,000 円の増額などにより、前年度比較 2,008 万 5,000 円の増額を見込みました。

次に、款 9 組合債、項 1 組合債、目 1 衛生債 2,260 万円は、小山川クリーンセンター運営費のごみクレーン P L C 更新工事を対象事業とする一般廃棄物事業債でございます。

目 2 消防債 1 億 340 万円は、消防ポンプ自動車及び水槽付消防ポンプ自動車の購入を対象事業とする消防防災施設整備事業債でございます。

以上で第 3 号議案の説明を終わります。

これにて本定例会にご提案申し上げました議案内容の説明を終わらせていただきます。よろしく慎重ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（**黛 浩之君**） 以上で議案内容の説明を終わります。

○第 1 号議案に対する質疑

議長（**黛 浩之君**） これより議案に対する質疑に入ります。

まず、第 1 号議案 児玉郡市広域市町村圏組合手数料徴収条例の一部を改正する条例に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」という人あり)

議長(黨 浩之君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

○第2号議案に対する質疑

議長(黨 浩之君) 次に、第2号議案 令和5年度児玉郡市広域市町村圏組合一般会計補正予算(第4号)に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」という人あり)

議長(黨 浩之君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

○第1号議案及び第2号議案の常任委員会付託省略

議長(黨 浩之君) お諮りいたします。

ただいま議題となっております第1号議案及び第2号議案、以上2件につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という人あり)

議長(黨 浩之君) ご異議なしと認めます。

よって、第1号議案及び第2号議案、以上2件につきましては委員会付託を省略することに決しました。

○第1号議案に対する討論・採決

議長(黨 浩之君) これより第1号議案に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」という人あり)

議長(黨 浩之君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより第1号議案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という人あり)

議長(黨 浩之君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○第2号議案に対する討論・採決

議長(黨 浩之君) これより第2号議案に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」という人あり)

**議長(黛 浩之君)** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより第2号議案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という人あり)

**議長(黛 浩之君)** ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

この際、お諮りいたします。第3号議案 令和6年度児玉郡市広域市町村圏組合一般会計予算につきましては、議事の都合により、最終日に審議することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という人あり)

**議長(黛 浩之君)** ご異議なしと認めます。

よって、第3号議案につきましては、最終日に審議することに決定いたしました。

これにて本日の日程を終了いたします。

#### ○次会日程の報告

**議長(黛 浩之君)** この際、次会日程をご報告いたします。

明17日から3月27日までの間、休会といたします。

3月28日は午後2時40分から本会議を開きます。

#### ○散会の宣告

**議長(黛 浩之君)** 本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後 3時53分 散会

第 2 日      2月17日（土曜日）      休      会

}

第 4 1 日      3月27日（水曜日）      休      会

第 4 2 日      3 月 2 8 日 (木曜日)      本 会 議

## 令和6年児玉郡市広域市町村圏組合議会第1回定例会議事日程（第42日）

令和6年3月28日（木曜日）

- 1 開 議
- 2 日程の報告
- 3 議案に対する質疑、討論、採決  
第3号議案
- 4 管理者提出追加議案の上程
- 5 管理者提出追加議案の報告
- 6 管理者提出追加議案に対する提案理由の説明
- 7 管理者提出追加議案に対する議案内容の説明
- 8 監査委員の意見聴取
- 9 監査委員の意見
- 10 追加議案に対する質疑、討論、採決  
第4号追加議案ないし第8号追加議案
- 11 議員提出議案の上程
- 12 議員提出議案に対する説明、質疑、討論、採決  
議第1号議案
- 13 管理者挨拶
- 14 閉 会

○出席議員（12名）

|     |     |   |   |    |     |     |   |   |   |   |   |   |
|-----|-----|---|---|----|-----|-----|---|---|---|---|---|---|
| 1番  | 矢野間 | 規 | 君 | 2番 | 櫻   | 沢   | 克 | 幸 | 君 |   |   |   |
| 3番  | 福島  | 康 | 弘 | 君  | 4番  | 富   | 田 | 雅 | 寿 | 君 |   |   |
| 5番  | 戸   | 矢 | 隆 | 光  | 君   | 6番  | 粳 | 田 | 平 | 一 | 郎 | 君 |
| 7番  | 小   | 林 | 猛 | 君  | 8番  | 田   | 端 | 恵 | 美 | 子 | 君 |   |
| 9番  | 高   | 橋 | 和 | 美  | 君   | 10番 | 柴 | 崎 | 愛 | 子 | 君 |   |
| 11番 | 黛   | 浩 | 之 | 君  | 12番 | 林   | 富 | 司 | 君 |   |   |   |

○欠席議員（なし）

○説明のための出席者

|              |   |   |   |   |      |                      |   |   |   |   |   |
|--------------|---|---|---|---|------|----------------------|---|---|---|---|---|
| 管理者          | 吉 | 田 | 信 | 解 | 君    | 副管理者                 | 原 | 田 | 信 | 次 | 君 |
| 副管理者         | 櫻 | 澤 | 晃 | 君 | 副管理者 | 山                    | 下 | 博 | 一 | 君 |   |
| 事務局長         | 飯 | 塚 | 正 | 英 | 君    | 消防長                  | 立 | 石 | 博 | 敏 | 君 |
| 総務課長         | 我 | 妻 | 元 | 晴 | 君    | 小山川<br>クリーン<br>センター長 | 前 | 川 | 英 | 寿 | 君 |
| 施設課長         | 赤 | 尾 | 直 | 行 | 君    | 消防本部<br>次長           | 野 | 沢 | 充 | 君 |   |
| 消防本部<br>総務課長 | 久 | 保 | 賢 | 一 | 君    |                      |   |   |   |   |   |

○議会事務局職員出席者

|                    |   |   |   |   |   |    |   |   |   |   |   |
|--------------------|---|---|---|---|---|----|---|---|---|---|---|
| 議会事務<br>局長<br>事務取扱 | 我 | 妻 | 元 | 晴 | 君 | 書記 | 大 | 山 | 香 | 織 | 君 |
|--------------------|---|---|---|---|---|----|---|---|---|---|---|

3月28日午後 3時00分開議

○開議の宣告

議長（**黛 浩之君**） ただいまから本日の会議を開きます。

○日程の報告

議長（**黛 浩之君**） これより議事に入ります。

この際、日程の報告をいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

○休憩の宣告

議長（**黛 浩之君**） この際、暫時休憩いたします。

（**富田副議長**は議場外で待機）

午後 3時00分 （休憩）

午後 3時01分 （開議）

○開議の宣告

議長（**黛 浩之君**） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議事を続行いたします。

○日程の追加

議長（**黛 浩之君**） ただいま**富田雅寿議員**から副議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。この際、副議長辞職の件を日程に追加し、議題といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という人あり）

議長（**黛 浩之君**） ご異議なしと認めます。

よって、この際、副議長辞職の件を日程に追加し、議題といたします。

○副議長辞職の件

議長（**黛 浩之君**） 議会事務局長より辞職願を朗読いたさせます。

議会事務局長。

議会事務局長事務取扱（我妻元晴君） 朗読いたします。

令和6年3月28日

児玉郡市広域市町村圏組合議会

議長 黛 浩之様

児玉郡市広域市町村圏組合議会

副議長 富田 雅 寿

### 辞 職 願

今般、一身上の都合により副議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

以上です。

議長（黛 浩之君） お諮りいたします。

富田雅寿議員の副議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という人あり）

議長（黛 浩之君） ご異議なしと認めます。

よって、富田雅寿議員の副議長の辞職を許可することに決しました。

### ○休憩の宣告

議長（黛 浩之君） この際、暫時休憩いたします。

（4番 富田雅寿議員入室）

午後 3時02分 （休憩）

午後 3時03分 （開議）

### ○開議の宣告

議長（黛 浩之君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議事を続行いたします。

### ○副議長退任の挨拶

議長（黛 浩之君） 富田雅寿議員の副議長退任の挨拶をお願いいたします。

富田雅寿議員。

4番（富田雅寿君） 副議長を仰せつかっていました4番、富田です。短い期間でしたから、何事もなかったと思います。議長をサポートすることはありませんでしたけれども、大変お世話になりました。今後ともよろしく願いいたします。

議長（**黛 浩之君**） 以上で副議長退任の挨拶を終わります。

○日程の追加

議長（**黛 浩之君**） お諮りいたします。

ただいま副議長が欠員となりましたので、この際、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という人あり）

議長（**黛 浩之君**） ご異議なしと認めます。

よって、副議長選挙を日程に追加し、選挙することに決しました。

○副議長選挙

議長（**黛 浩之君**） お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という人あり）

議長（**黛 浩之君**） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選により行います。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という人あり）

議長（**黛 浩之君**） ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名いたします。

副議長に粂田平一郎議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました粂田平一郎議員を副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」という人あり）

議長（**黛 浩之君**） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました粂田平一郎議員が副議長に当選いたしました。

ただいま副議長に当選いたしました粂田平一郎議員が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定により、告知いたします。

○副議長就任の挨拶

議長（**黛 浩之君**） 粂田平一郎議員、副議長就任の挨拶をお願いいたします。

副議長（**穂田平一郎君**） ただいま皆様のご推薦をいただきまして副議長の大役を仰せつかることになりました。児玉都市の発展のためにしっかりと努めさせていただきたいと思えます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（**黛 浩之君**） 以上で副議長就任の挨拶を終わります。

○第3号議案に対する質疑

議長（**黛 浩之君**） これより第3号議案 令和6年度児玉都市広域市町村圏組合一般会計予算に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という人あり）

議長（**黛 浩之君**） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

○第3号議案の常任委員会付託省略

議長（**黛 浩之君**） お諮りいたします。

ただいま議題となっております第3号議案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という人あり）

議長（**黛 浩之君**） ご異議なしと認めます。

よって、第3号議案につきましては、委員会付託を省略することに決しました。

○第3号議案に対する討論・採決

議長（**黛 浩之君**） これより第3号議案に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という人あり）

議長（**黛 浩之君**） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより第3号議案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という人あり）

議長（**黛 浩之君**） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○管理者提出追加議案の上程

議長（**黛 浩之君**） これより管理者から提出された第4号追加議案ないし第8号追加議案、以上5

件を一括議題といたします。

○管理者提出追加議案の報告

議長（**黛 浩之君**） 議会事務局長より追加議案の朗読をいたさせます。

議会事務局長。

議会事務局長事務取扱（**我妻元晴君**） 朗読いたします。

令和6年児玉郡市広域市町村圏組合議会第1回定例会付議事件

第4号追加議案 児玉郡市広域市町村圏組合一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第5号追加議案 児玉郡市広域市町村圏組合監査委員に関する条例及び児玉郡市広域市町村圏組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

第6号追加議案 児玉郡市広域市町村圏組合会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

第7号追加議案 児玉郡市広域市町村圏組合管理者等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の一部を改正する条例

第8号追加議案 令和5年度児玉郡市広域市町村圏組合一般会計補正予算（第5号）

以上でございます。

議長（**黛 浩之君**） ただいま報告いたしました追加議案は、お手元に配付しておきましたから、ご了承ください。

○管理者提出追加議案に対する提案理由の説明

議長（**黛 浩之君**） 管理者から提案理由の説明を求めます。

吉田管理者。

管理者（**吉田信解君**） 議長のお許しをいただきましたので、追加議案の提案理由の説明を申し上げます。

ご提案申し上げました追加議案は、条例の一部改正4件、令和5年度補正予算1件、合わせて5件でございます。

初めに、第4号追加議案 児玉郡市広域市町村圏組合一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございますが、人事院勧告及び埼玉県人事委員会勧告等を踏まえ、在宅勤務等手当を支給等したいので、この案を提出するものでございます。

次に、第5号追加議案 児玉郡市広域市町村圏組合監査委員に関する条例及び児玉郡市広域市町村圏組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例でございますが、地方自治法の一部改正に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものでございます。

次に、第6号追加議案 児玉郡市広域市町村圏組合会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一

部を改正する条例でございますが、地方自治法の一部改正等に伴い、会計年度任用職員に勤勉手当等を支給したいので、この案を提出するものでございます。

次に、第7号追加議案 児玉郡市広域市町村圏組合管理者等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の一部を改正する条例でございますが、地方自治法及び地方自治法施行令の一部改正に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものでございます。

次に、第8号追加議案 令和5年度児玉郡市広域市町村圏組合一般会計補正予算（第5号）でございますが、翌年度に繰り越して使用できる繰越明許費を設定したいので、この案を提出するものでございます。

追加議案内容の詳細につきましては、事務局長から説明をいたさせます。何とぞ慎重ご審議の上、よろしくご議決を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

**議長（黛 浩之君）** 以上で追加議案に対する提案理由の説明を終わります。

#### ○管理者提出追加議案に対する議案内容の説明

**議長（黛 浩之君）** 次に、追加議案に対する議案内容の説明を求めます。

飯塚事務局長。

**事務局長（飯塚正英君）** 議長のお許しをいただきましたので、追加議案の内容につきましてご説明を申し上げます。お手元に配付してございます条例案概要書を御覧いただきたいと存じます。

初めに、第4号追加議案 児玉郡市広域市町村圏組合一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。趣旨ですが、人事院勧告及び埼玉県人事委員会勧告等を踏まえ、在宅勤務等手当を支給等するための改正でございます。

内容ですが、在宅勤務等手当の支給として、一月当たり平均10日を超えて在宅での勤務を命ぜられた職員に対して、在宅勤務等手当として月額3,000円を支給します。また、在宅勤務等手当が支給される職員の通勤手当については、組合規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額を支給します。

次に、高齢層職員の昇給停止として、55歳を超える職員は昇給しないものとし、勤務成績が極めて良好または特に良好の場合に限り、組合規則で定める基準に従い昇給するものとします。

次に、8級職員の扶養手当の減額として、配偶者、父母等に係る扶養手当について、行政職給料表が8級の職員、組合では事務局長及び消防長の職にある者になりますが、この8級の職員にあっては6,500円から3,500円に減額します。

次に、所有に係る住宅の住居手当の廃止として、住居手当のうち、その所有に係る住宅で生計を主宰している職員に対し支給する住居手当を廃止します。

次に、児玉郡市広域市町村圏組合技能職員の給与、勤務時間等に関する条例の一部改正として、技能職員に在宅勤務等手当を支給します。

その他として、条文の追加等に伴い、号ずれを改め、文言の整理をします。

施行期日は、令和6年4月1日とします。ただし、住居手当に係る規定については、令和7年4月1日とします。

次に、第5号追加議案 児玉郡市広域市町村圏組合監査委員に関する条例及び児玉郡市広域市町村圏組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例でございます。趣旨ですが、地方自治法の一部改正に伴う所要の改正でございます。

内容ですが、第1条は、児玉郡市広域市町村圏組合監査委員に関する条例の一部改正でございます。規定の整備として、法令の改正に伴い、引用条項の条ずれを改めます。

第2条は、児玉郡市広域市町村圏組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正でございます。勤勉手当の支給として、育児休業をしている会計年度任用職員に勤勉手当を支給します。

その他として、文言の整理をします。

施行期日は、令和6年4月1日とします。

次に、第6号追加議案 児玉郡市広域市町村圏組合会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例でございます。趣旨ですが、地方自治法の一部改正等に伴い、会計年度任用職員に勤勉手当等を支給するための改正でございます。

内容ですが、勤勉手当の支給として、会計年度任用職員に勤勉手当を支給します。また、勤勉手当は一般職の常勤職員の例により支給します。

在宅勤務等手当の支給として、第2号会計年度任用職員に在宅勤務等手当を支給します。また、第1号会計年度任用職員には、第2号会計年度任用職員に準じ、在宅勤務等手当に相当する報酬を支給します。

また、在宅勤務等手当は、一般職の常勤職員の例により支給します。

施行期日は、令和6年4月1日とします。

次に、第7号追加議案 児玉郡市広域市町村圏組合管理者等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の一部を改正する条例でございます。趣旨ですが、地方自治法及び地方自治法施行令の一部改正に伴う所要の改正でございます。

内容ですが、規定の整備として、法令の改正に伴い、引用条項の条ずれを改めます。

施行期日は、令和6年4月1日とします。

次に、第8号追加議案 令和5年度児玉郡市広域市町村圏組合一般会計補正予算（第5号）でございます。お手元に配付してございます別冊の補正予算書1ページをお開きください。

第1条は、繰越明許費です。地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第1表繰越明許費によると規定しておりまして、繰越明許費の設定をお願いするものでございます。

繰越明許費の内容ですが、2ページの第1表を御覧ください。款2総務費、項1総務管理費、事業名、組合事務所外壁等改修工事ですが、著しく劣化しているタイルの貼り替え箇所の増加等に伴

い、年度内に完了しない見込みであることから、一番右の金額の欄、3,156万8,000円の繰越明許費をお願いするものでございます。

これをもちまして追加議案の内容説明を終わらせていただきます。

どうぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（**黛 浩之君**） 以上で追加議案に対する議案内容の説明を終わります。

○監査委員の意見聴取

議長（**黛 浩之君**） これより第7号追加議案に対して、地方自治法第243条の2第2項の規定により監査委員の意見を聴取します。

○休憩の宣告

議長（**黛 浩之君**） この際、暫時休憩いたします。

午後 3時20分 （休憩）

午後 3時21分 （開議）

○開議の宣告

議長（**黛 浩之君**） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議事を続行いたします。

○監査委員の意見

議長（**黛 浩之君**） 第7号追加議案 児玉郡市広域市町村圏組合管理者等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の一部を改正する条例について、お手元に配付のとおり意見が提出されましたので、報告いたします。

○第4号追加議案に対する質疑

議長（**黛 浩之君**） これより議案に対する質疑に入ります。

まず、第4号追加議案 児玉郡市広域市町村圏組合一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という人あり）

議長（**黛 浩之君**） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

○第5号追加議案に対する質疑

議長（**黛 浩之君**） 次に、第5号追加議案 児玉郡市広域市町村圏組合監査委員に関する条例及び児玉郡市広域市町村圏組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という人あり）

議長（**黛 浩之君**） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

○第6号追加議案に対する質疑

議長（**黛 浩之君**） 次に、第6号追加議案 児玉郡市広域市町村圏組合会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という人あり）

議長（**黛 浩之君**） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

○第7号追加議案に対する質疑

議長（**黛 浩之君**） 次に、第7号追加議案 児玉郡市広域市町村圏組合管理者等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の一部を改正する条例に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という人あり）

議長（**黛 浩之君**） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

○第8号追加議案に対する質疑

議長（**黛 浩之君**） 次に、第8号追加議案 令和5年度児玉郡市広域市町村圏組合一般会計補正予算（第5号）に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

4番、富田雅寿議員。

4番（**富田雅寿君**） 組合事務所等外壁等改修工事について、質問いたします。

金額が3,156万8,000円とのことですが、繰越明許費ということは、以前にもこの工事の説明があったのか、また今後もこの工事に係る予算の提示等をされることがあるのか、説明をお願いします。

議長（**黛 浩之君**） 総務課長。

総務課長（**我妻元晴君**） 富田議員のご質疑にご説明申し上げます。

今回ご提案申し上げました補正予算の組合事務所外壁等改修工事の繰越明許費については、今回初めて設定させていただくものでございます。

以上です。

議長（**黛 浩之君**） 4番、富田雅寿議員。

4番（**富田雅寿君**） 3,156万8,000円でこの工事は終わるのか、例えば終わらないからまた来年度も補正を行うということがあるのか、説明をお願いします。

議長（**黛 浩之君**） 総務課長。

総務課長（**我妻元晴君**） 富田議員のご質問にお答えいたします。

この工事につきましては、3,156万8,000円が全ての事業費となっております。

議長（**黛 浩之君**） 4番、富田雅寿議員。

4番（**富田雅寿君**） 金額が結構高額なのは、かなり傷んでいたからなのかなと想像してはいるのですが、これでしばらく工事をしなくても大丈夫になるのでしょうか。

議長（**黛 浩之君**） 総務課長。

総務課長（**我妻元晴君**） 富田議員のご質問にお答えいたします。

主に上層部の傷んだタイルの取替えをする予定となっており、これをもって組合事務所の外壁についての改修が行われると想定しております。

議長（**黛 浩之君**） ほかに質疑はありませんか。

2番、櫻沢克幸議員。

2番（**櫻沢克幸君**） 繰越明許になった理由について、説明をお願いします。

議長（**黛 浩之君**） 総務課長。

総務課長（**我妻元晴君**） 櫻沢議員のご質問にお答えいたします。

この工事を行う前の組合事務所外壁等改修工事設計業務委託において、建物の下層部については打診調査、上層部については赤外線による調査を行い、傷んでいるタイルの枚数を抽出しておりましたが、今回この工事を施工するにあたり足場を組んだところ、上層部について、劣化が進んでいる箇所がより顕著となり、取替えなくてはならないタイルの枚数が想定よりも多くなったため、今回このようなお願いをすることとなりました。

議長（**黛 浩之君**） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」という人あり）

議長（**黛 浩之君**） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

○第4号追加議案ないし第8号追加議案の常任委員会付託省略

議長（**黛 浩之君**） お諮りいたします。

ただいま議題となっております第4号追加議案ないし第8号追加議案、以上5件につきましては、

会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という人あり)

議長(黨 浩之君) ご異議なしと認めます。

よって、第4号追加議案ないし第8号追加議案、以上5件につきましては委員会付託を省略することに決しました。

○第4号追加議案に対する討論・採決

議長(黨 浩之君) これより第4号追加議案に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」という人あり)

議長(黨 浩之君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより第4号追加議案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という人あり)

議長(黨 浩之君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○第5号追加議案に対する討論・採決

議長(黨 浩之君) これより第5号追加議案に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」という人あり)

議長(黨 浩之君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより第5号追加議案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という人あり)

議長(黨 浩之君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○第6号追加議案に対する討論・採決

議長(黨 浩之君) これより第6号追加議案に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」という人あり)

議長（**黛 浩之君**） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより第6号追加議案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という人あり）

議長（**黛 浩之君**） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○第7号追加議案に対する討論・採決

議長（**黛 浩之君**） これより第7号追加議案に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という人あり）

議長（**黛 浩之君**） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより第7号追加議案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という人あり）

議長（**黛 浩之君**） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○第8号追加議案に対する討論・採決

議長（**黛 浩之君**） これより第8号追加議案に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という人あり）

議長（**黛 浩之君**） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより第8号追加議案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という人あり）

議長（**黛 浩之君**） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議員提出議案の上程

議長（**黛 浩之君**） これより議第1号議案を議題といたします。

議会事務局長より議案の朗読をいたさせます。

議会事務局長。

議会事務局長事務取扱（我妻元晴君） 朗読いたします。

議第1号議案 管理者の専決処分事項の指定についての一部改正について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条第1項及び児玉郡市広域市町村圏組合議会会議規則第13条の規定により提出します。

令和6年3月28日

提出者 児玉郡市広域市町村圏組合議会議員

小林 猛

賛成者 児玉郡市広域市町村圏組合議会議員

富田 雅 寿

同 児玉郡市広域市町村圏組合議会議員

林 富 司

同 児玉郡市広域市町村圏組合議会議員

田 端 恵美子

同 児玉郡市広域市町村圏組合議会議員

柴 崎 愛 子

児玉郡市広域市町村圏組合議会

議長 黛 浩 之 様

以上でございます。

議長（黛 浩之君） ただいま朗読いたしました議案は、お手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

○議員提出議案に対する提案理由の説明

議長（黛 浩之君） これより議員提出議案に対する提出者の説明を求めます。

7番、小林猛議員。

7番（小林 猛君） 令和6年児玉郡市広域市町村圏組合議会第1回定例会付議案の説明をいたします。

議第1号議案 管理者の専決処分事項の指定についての一部改正についてご説明申し上げます。

提案理由につきましては、地方自治法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものです。

内容といたしましては、第4号中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改めるものでございます。

施行については、令和6年4月1日からとするものでございます。

以上でございます。

議員の皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

議長（**黛 浩之君**） 以上で提出者の説明を終わります。

○議第1号議案に対する質疑

議長（**黛 浩之君**） これより議第1号議案 管理者の専決処分事項の指定についての一部改正についてに対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という人あり）

議長（**黛 浩之君**） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

○議第1号議案の常任委員会付託省略

議長（**黛 浩之君**） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第1号議案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という人あり）

議長（**黛 浩之君**） ご異議なしと認めます。

よって、議第1号議案につきましては委員会付託を省略することに決しました。

○議第1号議案に対する討論・採決

議長（**黛 浩之君**） これより議第1号議案に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という人あり）

議長（**黛 浩之君**） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議第1号議案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という人あり）

議長（**黛 浩之君**） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○管理者挨拶

議長（**黛 浩之君**） これにて本定例会に付議されました事件は全て議了いたしました。

ただいま管理者から発言を求められておりますので、これを許します。

吉田管理者。

管理者（**吉田信解君**） それでは、議長のお許しをいただきましたので、ご挨拶を申し上げます。

令和6年児玉郡市広域市町村圏組合議会第1回定例会、本日最終日ということで、議員の皆様方におかれましては、第1日目と併せましてご提案申し上げました議案、追加議案も含めまして全てご可決、ご決定賜りまして、誠にありがとうございました。

また、これまで副議長としてお世話になりました富田議員におかれましては、誠にこれまでのご尽力ありがとうございました。また、引き続き副議長として櫻田平一郎議員にお世話になります。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

年度替わりでございます。本日、もう年度末ということでございまして、皆様方におかれましてはどうぞお体ご自愛の上、桜の開花もこれからということでございます。それぞれイベント等も大変多くなると思いますが、ご健勝にてご活躍いただき、また郡市発展のためにご尽力いただきますようよろしくお願ひ申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

**議長（黛 浩之君）** 以上で管理者の挨拶を終わります。

#### ○閉会の宣告

**議長（黛 浩之君）** これにて令和6年児玉郡市広域市町村圏組合議会第1回定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午後 3時37分 閉会

議 長 黨 浩 之

署 名 議 員 矢 野 間 規

署 名 議 員 戸 矢 隆 光

参 考 资 料

○ 議案处理状况

○ 議案審議結果一覽表

## 第 1 回 定 例 会

### ○ 議 案 処 理 状 況

提 出

管 理 者      8 件      議 員      1 件      計      9 件

審 議 結 果

原 案 可 決      9 件      計      9 件

### ○ 議 案 審 議 結 果 一 覧 表

| 議案番号           | 件 名                                                          | 上程月日  | 議決月日  | 議決状況 |
|----------------|--------------------------------------------------------------|-------|-------|------|
| 第 1 号議案        | 児玉郡市広域市町村圏組合手数料徴収条例の一部を改正する条例                                | 2月16日 | 2月16日 | 原案可決 |
| 第 2 号議案        | 令和5年度児玉郡市広域市町村圏組合一般会計補正予算（第4号）                               | 2月16日 | 2月16日 | 原案可決 |
| 第 3 号議案        | 令和6年度児玉郡市広域市町村圏組合一般会計予算                                      | 2月16日 | 3月28日 | 原案可決 |
| 第 4 号追加<br>議 案 | 児玉郡市広域市町村圏組合一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例                         | 3月28日 | 3月28日 | 原案可決 |
| 第 5 号追加<br>議 案 | 児玉郡市広域市町村圏組合監査委員に関する条例及び児玉郡市広域市町村圏組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 | 3月28日 | 3月28日 | 原案可決 |
| 第 6 号追加<br>議 案 | 児玉郡市広域市町村圏組合会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例                     | 3月28日 | 3月28日 | 原案可決 |
| 第 7 号追加<br>議 案 | 児玉郡市広域市町村圏組合管理者等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の一部を改正する条例                | 3月28日 | 3月28日 | 原案可決 |
| 第 8 号追加<br>議 案 | 令和5年度児玉郡市広域市町村圏組合一般会計補正予算（第5号）                               | 3月28日 | 3月28日 | 原案可決 |
| 議第1号議案         | 管理者の専決処分事項の指定についての一部改正について                                   | 3月28日 | 3月28日 | 原案可決 |